

## 鳥羽市事業系生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所から排出される生ごみの資源化及び減量化の促進を図るため、生ごみ処理機を設置する事業者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するに当たり、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理機」とは、生ごみを発酵、乾燥等の方法により処理し、堆肥化及び減容化する機械をいう。

### (補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 市内の事業所から排出される生ごみを処理する（自ら処理する場合を含む）ため、生ごみ処理機を設置するものであること。
- (3) 設置する生ごみ処理機は、1日につき20キログラム以上の生ごみを処理することができるものであること。
- (4) 事業を営む個人にあっては、市内に住所を有していること。
- (5) 市税を滞納していないこと。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、生ごみ処理機の設置に要する費用に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助金の限度額を200万円とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の補助金等交付申請書のほかに次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機を設置する場所の位置図
- (2) 生ごみ処理機の仕様書又はパンフレット（機器稼動実績を含む。）
- (3) 生ごみ処理機の設置に要する費用の見積書
- (4) 申請者の市税完納証明書

（交付条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、申請者に対して次の条件を付するものとする。

- (1) 生ごみ処理機の設置完了後5年間使用に努めること。
- (2) 生ごみ処理機によって生成された堆肥等を利活用すること。

（実績報告）

第7条 補助金交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の補助事業等実績報告書のほかに次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機の設置に係る領収書
- (2) 生ごみ処理機の設置状況の写真（設置前及び設置後）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に設置される生ごみ処理機に要する経費について適用する。